

## 県立社会福祉施設あり方検討の論点について

### 1 県立社会福祉施設のあり方検討の背景と必要性

#### (1) 社会情勢の変化による新たな課題等

##### ① 法制度の改正等

前回の見直し以降、県立社会福祉施設関係の法令については、平成 16 年の発達障害者支援法制定を始め、DV 防止法などが改正されている。そのうち、乳児院や障がい児・者関係施設に関する法令が、下記のとおり大幅に改正されている。

#### (乳児院)

- 「児童福祉法」が平成 16 年に改正され、乳児院及び児童養護施設の入所児童に関する年齢要件が見直しされ、安定した生活環境の確保等により特に必要がある場合には、乳児院に 2 歳を超える幼児を、児童養護施設に 2 歳未満の乳児を入所させることができるものとした。

#### (障害児入所施設)

- 「児童福祉法」が平成 24 年に改正され、障害児の定義の見直しにより、「身体障害」と「知的障害」に加えて「精神障害」（発達障害者支援法第 2 条第 2 項に規定する発達障害児を含む）が追加された。
- また、障害種別（知的・盲ろうあ・肢体不自由・重症心身障害等）ごとに分かれていた施設体系について、通所・入所の利用形態別に区分され、「障害児通所支援」と「障害児入所支援」に再編・一元化された。  
なお、より身近な地域で支援が受けられるよう「障害児通所支援」には、「児童発達支援」や「放課後等デイサービス」等が創設された。
- このほか、18 歳以上の入所者については、子どもから大人にわたる支援の継続性を確保しつつ、より適切な支援が行われるようにする観点から障害者施策（障害者総合支援法）で対応することとされた。  
なお、経過措置は、平成 30 年 3 月までとされており、当該期限までに 18 歳以上の入所者の地域生活移行など個別支援が必要となる。

### (障害者支援施設)

- 「障害者自立支援法」が平成18年に制定され、身体障がい者及び知的障がい者に加え、精神障がい者の区分をなくし、制度が一元化された。  
また、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応し、障がいのある方が自立した日常生活や社会生活を営むために必要な障害福祉サービスや相談支援等が受けられるよう福祉施設や事業体系が抜本的に見直された。
  
- 「障害者総合支援法」が平成25年に制定され、障害福祉サービスの充実など障がい者の日常生活・社会生活を総合的に支援するため、障害支援区分の創設や重度訪問看護の対象拡大、ケアホーム（共同生活介護）のグループホーム（共同生活援助）への一元化などの見直しが図られた。  
また、障がい者の定義が見直され、難病等を抱える方も障がい者に加えられた。

## ② 施設利用者の状況の変化

### (婦人保護施設)

- 婦人保護施設では、ドメスティック・バイオレンスが社会問題となる中、その被害者の相談や保護が主たる業務となっている。近年、複数人の同伴児と入所する女性が増加しており、入所する女性については、家事等の生活スキルが身につけておらず、センターにおいて支援が必要なケースが増えていることから、入所が長期化する傾向にある。

### (児童自立施設)

- 児童自立施設では、非行は減少しているものの、虐待や障がいに起因する問題行動を抱える児童が増加しており、精神科医療との密な連携が求められている。

### (乳児院)

- 乳児院では、里親宅では養育が困難な疾患や障がいのある乳幼児の受け入れが期待されているほか、2歳前後の愛着形成に重要な時期に安定した生活が継続できるよう乳児期から幼児期、少年期まで一貫した養育環境が求められている。

### **(障害児入所施設)**

- 医療型障害児入所施設では、入所児童の構成が、徐々に肢体不自由児から重症心身障がい児へ移行し、より密度の濃いケアが必要となっている。また、外来においては、発達障がい等を中心とした児童精神科関連の受診が大幅に増加している。
  
- 福祉型障害児入所施設では、大笹生学園（知的障がい児）、郡山光風学園（ろうあ児）とも入所児童は減少傾向にあるが、障がいの重度化や身体・知的・発達障がいの複合化などに対応するため、医療機関や特別支援学校との連携が求められている。

### **(障害者支援施設)**

- 障害者支援施設では、入所者の高齢化や障がいの重度化、複合化により、医療的なケアが求められているほか、重度障がい者の地域生活での移行先がないことから、入所期間が長期化する傾向にある。

### **(太陽の国関連施設)**

- 太陽の国病院では、施設での看取りに取り組んでおり、入院患者が減少している。
  
- 厚生センターや勤労身体障害者体育館では、入所者の高齢化・重度化や近隣地域における施設整備等により、利用者が減少している。

## (2) 見直しの必要性

県立社会福祉施設のあり方見直しについては、平成16年2月18日に本審議会の意見具申を踏まえ、県では同年3月30日に「県立社会福祉施設のあり方見直しについて」を策定し、これまで10施設を民間に移譲し、6施設に指定管理制度を導入するなど工程管理を行いながら、見直しを進めてきた。

この見直しから10年余が経過し、上記のような法制度改正や施設利用者の状況など、県立社会福祉施設を取り巻く社会情勢も変化し、新たな課題等も生じていることから、見直しを行う必要がある。

また、太陽の国関連施設については、平成18年度から指定管理者制度を導入し、以来事業団によって利用者本位のきめ細やかなサービス提供がなされているが、障がい者支援4施設（ひばり寮・けやき荘・かしわ荘・かえで荘）の新たな課題への対応や利用者の減少等、各施設それぞれに課題を抱えており、併せて見直しを行う必要がある。

## 2 県立社会福祉施設の役割

### (1) 県が果たすべき役割

(前回の見直しの中での整理)

- ①市町村で行うことが困難な広域的あるいは専門的、技術的なサービスの実施や市町村への助言、支援などを行うこと。
- ②市町村等と連携しながら、地域の特性を生かしつつも、地域格差が生じないようなサービス体制づくりを推進すること。
- ③民間福祉団体等の活動や地域住民の連帯感の醸成などについて、市町村と連携し、活動しやすい環境づくりを行うこと。

### (2) 民間に期待される役割

(前回の見直しの中での整理)

- ①施設運営を行う社会福祉法人は施設利用者に対し、質の高い生活環境の整備や適切な処遇の確保に努め、本県の施設福祉サービスの向上に寄与することが求められる。
- ②企業は、地域を市場としながら、市町村や県などの公的なサービスとの連携と競争などを進めることにより、多様で質の高いサービスの提供が望まれる。

### (3) 今後、県に求められる役割

#### ○今後も県が運営する必要がある施設とは？

(前回の見直しの中での整理)

- ①法令上、県が設置する必要がある施設
- ②県内全域を対象とした性格を有するなど、広域的な役割を担い、かつノウハウや人材確保、採算上から民間で対応していくことが困難な施設
- ③高度、専門的、技術的なサービスを必要とするなど、ノウハウや人材確保の面から、民間で対応していくことが困難な施設
- ④セーフティネットを担うなど、採算上から民間の参入が見込めない施設

## 【論点】

### 1 県立社会福祉施設のあり方検討の背景と必要性について

(※県立社会福祉施設の役割や各施設の方向性を検討する際の材料となる部分です。)

- ①県立社会福祉施設のあり方検討の背景として、法制度の改正や入所者の事実関係を記載しております。御意見、御質問があればお願いします。

### 2 県立社会福祉施設の役割の(1)～(3)について

- ①前回の見直しの中で整理された内容を記載しております。基本的な考えとなる部分で審議会でも丁寧に議論してまとめたものであり、今回の見直しについても、当該方針についても継続するという方向でよいか御意見等をお願いします。
- ②広域的、高度、専門的、技術的なサービスの提供、セーフティーネットなどの役割を適切に果たしつつ、法改正や利用者の状況の変化などに対応していくためには、「県立社会福祉施設のあり方検討に当たっての基本的な方向性」を明確にした上で、人的・財政的資源を当該分野に充てていく考えもありますが、御意見をお願いします。
- ③前回の見直しの中で、民間に任せられるものは民間にという考えで、検討をしておりますが、今回の見直しについても、当該方針についても継続するという方向でよいか御意見等をお願いします。

### 3 県立社会福祉施設のあり方検討に当たっての基本的な方向性について

①法制度改正や利用者の状況の変化などを踏まえ、「県立社会福祉施設のあり方検討に当たっての基本的な方向性」は、どうあるべきかについて御議論をお願いします。

なお、特に御議論をお願いしたいポイントについて、以下のとおり「たたき台」を記述しております。

○重度の障がいを持っている方でも施設から地域生活への移行が実現できるような環境整備

→障害者総合支援法制定により、重度障がい者の地域生活移行支援が拡大した一方で、重度障がい者の地域生活での移行先がない状況。

○施設利用者のニーズへ柔軟に対応し、サービスの質の向上を図るための福祉と医療・教育等との連携促進

→乳児院や障害児入所施設では、入所者へのサービスの質の向上の観点から、医療や教育等との連携が求められている。

○入所者の生活の質の向上を図る観点から施設の仕様・規模の適正化や専門的なケアの充実

→法改正により、障がい児・者は、「入所」から「地域生活」への移行が求められているとともに、施設の障害区分がなくなっており、施設の仕様や規模を検討する必要がある。

また、各施設ともこれまで以上に細やかな支援等を行う必要がある入所者が増加しており、専門的なケアの充実が求められている。

○・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・